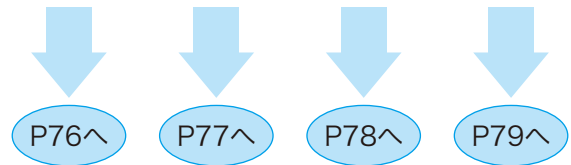


市税に関する証明・閲覧

証明等の種類と手数料

証明書の種類	手数料	コンビニ交付	オンライン申請	窓口交付	郵送請求
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	○	○	○※4	○
納税証明書		○ (個人市県民税のみ)	○	○※4	○
市税に係る徴収金に滞納がないことの証明	○オンライン申請の場合、	×	○	○※4	○
固定資産公課証明書	1件 250円	×	○	○※4	○
固定資産評価証明書		×	○	○	○
無資産証明書		×	○	○	○
軽自動車税(継続検査用)納税証明書※1	無料	×	○	○※4	○
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	×	×	○	×
固定資産課税台帳の閲覧	無料	×	○	○	○
名寄帳の閲覧	○写しが必要な場合は、実費として1枚10円	×	○	○	○
字図(地番現況図)の閲覧※2		×	×	○	×
固定資産税路線価図の閲覧※3		×	×	○	×



※1 三輪・四輪の軽自動車の継続検査用納税証明書については、令和5年1月より原則提示が不要となっています。詳しくはP61をご覧ください。

※2 「福岡市Webまっぷ」にて無料で閲覧と印刷ができます。URL <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/portal>

※3 固定資産税路線価図は、市役所内情報プラザおよびインターネットでも閲覧できます。

「全国地価マップ」URL <https://www.chikamap.jp/>(7月下旬頃更新予定)

※4 市内34か所の郵便局で請求・受取が可能な証明です。詳しくはP79をご覧ください。

証明や閲覧を請求できる方

個人や法人の秘密にかかわることですから、原則として次の方に限られます。

(1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。相続人等であることを証明する書類が必要です。)

(2) 本人の委任状、承諾書※などを持参した方(ご家族の場合でも委任状などが必要です。)

※委任状、承諾書は作成日から3か月以内のもの

(3) 法人の場合は、代表権のある方(それ以外の方は委任状などが必要です。)

(4) 借地人、借家人(固定資産課税台帳の閲覧、評価証明の請求に限ります。賃貸借契約書および賃借料の直近の領収書をご持参ください。)

※転借人の場合は、各区役所納税課管理係にお問い合わせください。(P97~98をご覧ください。)